

---

令和3年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第3日)

令和3年9月13日(月曜日)

---

議事日程(第3号)

令和3年9月13日 午前9時00分開議

- 日程第1 一般質問 7. 藤升 正夫 議員  
8. 三浦 浩明 議員  
9. 庭田 英明 議員

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問 7. 藤升 正夫 議員  
8. 三浦 浩明 議員  
9. 庭田 英明 議員

---

出席議員(12名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 桑原 三平君  | 2番 三浦 浩明君  |
| 3番 桜下 善博君  | 4番 松蔭 茂君   |
| 5番 中田 元君   | 6番 大多和安一君  |
| 7番 河村 隆行君  | 8番 大庭 澄人君  |
| 9番 河村由美子君  | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 岩本 一巳君 副町長 …………… 赤松 寿志君

教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	栩木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	堀田 雅和君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君	出納室長	……………	中林知代枝君

---

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。7番目の通告者、11番、藤升議員の発言を許します。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） おはようございます。日本共産党の藤升正夫です。

はじめに、新型コロナウイルスに感染し、亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げます。併せて、感染しても入院して治療を受けられない状況をつくり出した政治の責任は重いと思います。

一般質問の1つ目に、コロナ対策で水稻、米の生産者支援を求め、町長に質問をいたします。

8月26日の地方新聞に、「JAしまね21年産米の買取り価格コシヒカリ2,000円大幅減額、コロナ禍需要先行き厳しく」の見出しで、JAしまねが収穫の進む米の買取り価格を1俵60キロ当たり2,000円も昨年より引き下げる決定をした報道がありました。コシヒカリの1俵で1万600円、1袋30キロが5,300円です。追加金があるとはいえ、大幅な引き下げにあることは変わりはありません。引き下げを知った生産者からは、「やれん」の一言とともに「荒れた田んぼが増えるな」と続けました。

農林水産省の統計情報で令和元年度米生産費の中国地方の累年データでは、60キロ当たり全算入生産費は2万709円と2万円を超えていました。生産規模が大きければ安くできるかというところ、中国四国地方における5ヘクタール以上の規模の生産費は、1俵で1万4,000円前後です。この現状、農協の買取り価格が1俵当たりコシヒカリ、つや姫が2,000円、キヌムスメ、ハナエチゼンが2,200円も昨年より下がる、作付の多いコシヒカリの前年比は84%、1割6分もダウンすることについて、町長はどのように受け止めているかお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日もどうかよろしくお願いいたします。

藤升議員の1点目でございます。コロナ対策で水稻生産者支援をとということでお答えをしたいと思えます。

議員御指摘のとおり、今年度のJAの概算金につきましては、コシヒカリの上の30キログラムが5,300円、キヌムスメの上が5,200円となっております。平成26年の米価に比べれば、まだ少ない下げ幅ではございますが、厳しい金額であることに変わりはありません。

主食用米等につきましては、国の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針で随時示されていますが、1人当たり消費量と人口減少の影響により、年々、需要見通しが減少している状況でございます。こうした状況を受けまして、以前から米価の下落が懸念をされてきたところでもございました。

さらに、コロナ禍による業務用米などの需要減等を受けまして、民間在庫量が増加しており、こうしたことが影響が需要見通しの減少に拍車をかけ、結果として米価下落が大きく表れたというふうにご考えているところでございます。

平成26年の米価下落の場合は、翌年から価格は回復しておりました。しかし、今回の下落につきましては、需要量が減少傾向にあることや、コロナ禍がいつまで続くか見通しがつかないことから、来年以降につきましても厳しいものになるというふうにご予想されております。

いずれにしましても、このような米価下落につきましては、本町のような水稻中心に農業を営んできた地域におきましては、地域経済に大変大きな影響があるというふうにご考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 地域経済に大きな影響があるということでもございました。そして、今、米余りの起きた原因について、消費量が少なくなっている、また、コロナ禍における業務用米ということで、もう一点あるんじゃないですか。

コロナ禍の下で仕事を失い、また、収入減になり、米も買えない人たちも増えている。そのこともしっかりと認識をしていただきたいと、私は考えます。

昨年度、吉賀町は子牛市場価格の下落に伴う支援金の制度を創設し、出荷した子牛1頭当たり3万円の補助金を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で支出しています。同様に米生産者への支援を求めます。なぜなら、これだけ大幅に下げられた中で、本当に来年も作るぞ、そういう気力が生産者に本気で湧いてくるのでしょうか。その気持ちを町が応援をする。そういう姿勢をぜひ町として打ち出していきたいというふうにご考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、生産者に対しての支援ということでのお尋ねでございませ

た。

冒頭、御案内等もございましたが、昨年度、コロナの影響によりまして、子牛の価格が下落をしたということで、昨年度、令和2年度に出荷されました子牛に対しまして、1頭当たり3万円を交付をいたします、「吉賀町畜産農家緊急支援事業費補助金」を創設いたしまして、実績によりますと、7件の申請で総額で123万円を交付をさせていただいたところでございます。

主食用水稲におきましては、収入保険制度やナラシ対策と呼ばれる収入減少影響緩和交付金制度がございまして、加入要件はありますが、米価下落に対応する、一定のセーフティーネットが整備されております。米価下落を受けまして、こうしたセーフティーネットの発動もぜひお願いをしたい、望むところでございます。

米の需要見通しに今後も不安要素がある中で、米のブランド化事業による有利販売等の取り組み、国の経営所得安定対策等の制度を活用した転作の推進や水田園芸の推進等によりまして、農家所得の確保対策を図っております。

しかしながら、水稲生産が町内農家の主要な営農体系である中、米の直接支払制度が平成29年度をもって終了したこともございまして、こうした対策のみでは農家所得への影響を十分には補完できない状況にあるというふうに考えております。

こうした中で町といたしまして、今回の買取り価格が下がるということで、どのぐらいの影響があるかということ、一定の数量をもって試算をさせていただきました。少しそのお話をさせていただきたいと思っております。

令和3年産の主食用水稲につきまして、吉賀町の農業再生協議会から示しました作付面積は約457ヘクタールで、令和2年度の作付面積と同程度でございましたが、現状では約432ヘクタールの作付となっております、対前年で約5.6%減少しております。意向調査の状況を見ますと、主食用米のうち飯米や縁故米となるものがおおむね25%から30%を占めております。そういったしますと、仮に70%が販売用といたしますと、先ほど申し上げました面積のうち約302ヘクタールの水稲が販売に回るということになろうかと思っております。

そうした前提条件の中で、反収を480キログラムといたしますと、10アールで、30キログラムの袋で16袋となります。302ヘクタールで4万8,320袋が販売となります。今回の新聞報道では、1袋1,000円の下落としておりますので、約4,800万円が吉賀町内の地域経済に影響を与えてくるであろうというような試算をしたところでございます。これはあくまでもJA買取り金の仮単価で算定したものでございまして、これから追加金がどの程度、どの規模になるかで、最終的な影響額が変わってくる、決定してくるというふうに考えております。

このように、水稲につきましては、一定のセーフティーネットがあることや、生産者数が多数おられること、そして影響金額が大きいこと、来年以降においても価格の不安要素があること等

を考えれば、町といたしまして、現段階で独自の支援策ということにつきましては非常に難しい部分があるかというふうに考えております。米価の対策につきましては、町単独で対応できるものではなく、米消費拡大や所得確保対策等につきまして、全国規模での対策が必要と考えております。

島根県を通じ国に要請活動を行うなど、地方から声を上げて農家の安心につながる米政策の実現につなげていければと考えているところでございます。

それから、今、島根県におきましては県議会が開会中でございます。情報によりますと、今回のその米価下落に対しまして減収部分の支援策について検討をしておられるというようなことも、少し情報として入っております。ただ、具体的内容でありますとか、それから詳細については、まだまだこちらのほうにも届いておりませんので、県議会の動向も留意をしながら、これから町の対応について検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の町長の御答弁、反当りの生産収量につきまして、480キロということでありましたが、島根県の水稲の市町村別作付面積並びに10アール当たりの収量収穫量、これの状況を見ますと、令和元年度で吉賀町10アール当たりの収量が464キロ、そして令和2年度につきましては、444キロとなっております。これはウンカ等の影響もあるかと思いますが、実際に吉賀町480に行き着いていないということを知っておいていただきたいということと、先ほど、最初に収入保険、ナラシの制度について言われました。それでは、この収入保険、条件として青色申告が条件となっております。水稲生産者のうち青色申告している件数について、どのようになっているか。全農家数並びに収入保険加入者、その状況を分かりましたら、お願いをしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど私のほうから影響額のところで反収480キロというと、現状は今、議員のほうから御紹介ございましたように、まだまだそこに到達していないということで。特に、去年はトビイロウンカの影響が非常に大きかったということも影響していると思いますが、480キロということで試算をするとということで、先ほど申し上げた4,800万円という影響額が試算をされたということでございます。

それから、収入保険とナラシ対策でございます。担当課のほうで、先日ちょっと聞いたわけでございますが、今、町内の水稲農家につきましては、約600軒ぐらいの方が水稲をしておられるということで、そのうち、これ、収入保険とナラシ対策、先ほど少し御紹介もございましたが、収入保険、青色申告を行っている農業者、個人、法人ということが前提ということであるわけでございますが。現状では、今この収入保険に加入していらっしゃる農家さんは18軒というふう

に承知をしております。

それから、ナラシ対策です。これも対象者を認定農業者であったり、それから認定新規就農者、それから集落営農、こうしたことが対象でございまして、特にこのナラシ対策につきましては、対象作物が、御案内のとおり限定をされております。米のほかに麦、大豆、テン菜、それからでん粉の原料用バレイショとか、こうしたものに限定されておりますが、これに至ってはまだ3軒というふうな状況のようでございます。

ですから、分母が600軒のうち収入保険が18で、ナラシ対策が3軒。これが、今こちらのほうでちょっと掌握している数でございますから、確たる関係機関のほうへ、私のほうが照会をしたものではございませんので、少し数に差異があるかと思いますが、いずれにしても非常にまだ少ないということですから、そうしたセーフティーネットがあるというお話をさせていただきましたが、実際のところは、まだまだそれでカバーできる農家さんというのは非常にまだ少ないというような状況だろうというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先ほど、この米価の問題については全国規模の対策ということで言われました。その点について、全国知事会が今年の6月にまとめた令和4年度、国の概算要求に向けた提言の、農林水産関係農業の振興についてで、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う需要量の減少は、米の需給環境の厳しさを助長しており、需給環境の改善への取り組みは生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、備蓄米の買入れ数量を拡充することを求めています。

また、この吉賀町議会は、さきの6月議会でコロナ禍における米の需給環境の改善を求める意見書を可決し、国に送っております。

埼玉県の春日部市、ここは今年度、米生産農家の農業支援策として、水稻の次期作付に対する種苗費用を目安に、1反10アール当たり3,500円の助成金を支給する計画です。全国規模の対策、また、今後において町も検討するというふうに、先ほど御答弁がありました。どういう検討をするのか、改めてその検討の内容についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、議員のほうから御紹介がありましたような具体的お話には、まだ至っておりません。まさに今から具体的内容についての検討を始めていこうと。これは、内容といえますか、いろいろな農家の皆さん、生産者の皆さんの、いわゆる収入の部分はどういった形で補完をするような形、手法を取っていったらいいかということになろうかと思います。

平成26年にこれ、米価がどっと下がって。恐らくあのときは、25年から26年、1年間で、1万2,000円であったものが9,000円ぐらいに落ちて、3,000円ぐらい落ちたんだろうと思います。そのときも同様に、議員のほうからは、当時の町長のほうにも一般質問があった

ようでございますが、そのときと同じような状況でございます。金額こそ、そのときは少し小さい下げ幅ではございましたが、状況は全く同じでございます。

そのときも答弁させていただいておったようでございますけど、まずは当町といたしましては、全国的、島根県の自治体で同じような状況に変わりはないわけではございますが、要請活動、要望活動等を、やっぱりまずやっていかなければならないだろうというふうに思っています。

それから、その平成26年のときも少し検討させていただいたようではありますが、町のほうにあります特別融資制度の推進会議というのがございまして、一定のこれは国の定める融資制度をいかように発動させるかという制度でございますが。残念ながら、これは国の制度によるものでございまして、一定の農家の皆さん、認定農業者の方であったり、そうしたことに対する支援の内容のようでございます。

元来、融資制度のあり方について検討する会議でございますので、いずれにしても借りたお金は返していかなければならないということになります。そうしたときに、何が検討材料として上がってくるかという、今度は利子の部分に対していかなような補填、補充ができるかというようなことではないかというふうに思っております。残念ながら、そのときもその実現には至らなかったというように担当のほうからは伺っているところでございます。

いずれにしましても、今、具体のところはこれから産業課のほうを中心に内容とか手法について検討をさせていただく、これはもちろんでございますけど、生産をされる方が、これからしつかりまた来年に向けて再生産ができるような、そうした気概を持って取り組んでいただけるようなところへ、また町といたしましても非常に厳しい問題でございますので、農家の皆さんに寄り添って、検討させていただきたい。いろいろな御意見をお伺いしながら、検討なりをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 十分な検討をお願いをしたいというわけではありますが、今、一旦、買取価格を決めているのは農協です。農協ともやっぱり強力で話し合いをする。そういうことも私は必要であるというふうに考えます。

そして、平成26年のことを言われましたが、あのときと今と何が違うか。生産者が7つ歳を食っている方がほとんどだと。体力が少しずつ衰えてきている。もうそろそろ辞めようかと、そういう生産者の声もお聞きをしております。それでも来年も作ってほしい、そういう気持ちを持てるよう十分な対策をしていただけるよう申し上げて、次の質問に移ります。

放課後児童クラブ、学校のトイレに生理用品を備えることを求め、町長にお聞きをいたします。

学校や放課後児童クラブに通う児童生徒の安心を高めるために、トイレットペーパーがトイレにあるのと同じように、女子トイレに生理用品を備えることを求めます。町内の学校では、急に

必要になったときには、保健室に行かないと使えないと伺っていますが、一人一人のプライベートで、他人に知ってほしくないと思っている児童生徒もいると思います。何らかの事情も含めて、「必要なきにない」ではなく、トイレに行けば大丈夫という安心感を持ち、不安を減らす取り組みが大事だと考えます。町長のお考えを伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、放課後児童クラブ、学校トイレに生理用品をとということでお答えをしたいと思います。

各学校では、従来から生理用品やマスクなどを準備しており、忘れた子どもや急に必要となった子どもに対して、提供等をしているところでございます。

生理用品について、実態といたしまして各小中学校では、女子トイレに備えてはおりません。放課後児童クラブにおきましては、一部の施設で女子トイレに備えております。特に、学校の保健室で養護教諭は、子どもの表情や様子をしっかり見て話を聞き、生理用品を取りに来る頻度や家庭の状況などを把握する必要もございます。子どもたちの悩みや不調のサインを見逃さないためには、養護教諭はもとより学級担任をはじめとする全ての教職員が、子どもたちの様子に目を配らなければなりません。

このようなことから、ただ単にトイレットペーパーがトイレにあるのとは少し違うのではないかとこのように考えております。生理用品の提供を保健室に求めることも、子どもの困りごとをいち早く察知いたしまして、必要な支援につなげるといったきっかけになる、大切な子どもとのやり取りであるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 置くことについては考えていないというお話ですけれども、それじゃあ、一人一人の子どもたちの気持ちのケア、心の中のケア、もっと大事にしたらどうでしょうか。そして、子どもたちの状況等を見る機会になっている、そのことは確かにあると思います。そして、その状況については、授業中また休み時間、そういう中で、先生方は注意深く子どもたちの様子を観察もしておられます。保健室に行かなくても相当量の情報を得ているというふうに私は考えます。

付け加えていえば、今、トイレに生理用品を置くということについて、それぞれの現場、学校なり放課後児童クラブにおいて、子どもたちと一緒に考える機会、チャンスと捉えて対応する。学校であれば、性教育の一環として、人間の体はどうなっているのか。トイレに置くほうがいいのか、保健室に取りに行くほうがいいのか、どうやって管理をするなど、教育的な題材がたくさんある内容であります。

もう一度お伺いしますが、学校のトイレに、トイレットペーパーと同じように生理用品を置く、



もう一度考え直して御答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、御意見ございましたように、当然、当事者、子どもさん、児童生徒の皆さんの御意見をお伺いをする、聞くということは大切なことであろうと思います。加えて、各学校で工夫されておられます状況であったり、それから、教職員やスクールカウンセラーなどの御意見も踏まえて、検討することが必要であろうというふうに考えておるところでございます。

後ほどのところでも、いろいろな御提案もあるようでございますが、いずれにしても、生理用品を準備しておくということは、これはもう当然のことながら必要なことでございます。学校をはじめとした各施設で、どのような形で対処するのがよいのかについては、先ほども申し上げましたが、関係者の皆さんと意見交換を行っていききたいというふうに考えております。これは所管は町長部局ではなくて、教育委員会サイドでございますので、今回、この通告等をいただいた中で、そのようなことをやはり考えていただきたいというふうに思っております。

それから、少し教育委員会のほうでもお伺いをさせていただきましたが、この生理用品を準備するための経費についても、それぞれ学校のほうで少し違った対応があるのかも分かりません。町といたしまして、町の責任として、経費の捻出についても、統一したものがもし取れるのであれば、こうしたことについても併せて現場のほう、学校のほうの御意見を伺うような、そうした機会を捉えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 次の質問で災害備蓄品のこともお聞きをする予定でしたが、時間も過ぎておりますので、今の生理用品の費用の件につきまして、さきに紹介をいたしました、全国知事会の提言には、新規に学校等に置ける女性用品の無償提供の恒久化等を検討することを求めています。ですから、もっとそれぞれの地域からも積極的に声を上げていただき、全国知事会の提言、実現するよう、積極的な取り組みというものも期待をしたいというふうに思います。

続きまして、次の質問に移ります。

町内の福祉施設、保育施設で第三者評価をとということで、お聞きをいたします。

質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、保育所、特別養護老人ホーム、障がい者支援施設、社会的養護施設などにおいて実施される事業について、公正中立な第三者機関が専門的、客観的な立場から評価を行う仕組みが、福祉サービス第三者評価です。

社会福祉法第78条、福祉サービスの質の向上のための措置等の第1項には、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とあります。

町内の事業所の利用を希望する方などの判断材料になるだけでなく、事業者にとってのメリットは多くあります。全国社会福祉協議会が第三者評価のメリットとして紹介しているものを、幾つか挙げたいと思います。

1つに、利用者へ、サービスの質の向上に積極的に取り組んでいることをアピールすることができる。

2つ目に、第三者評価のプロセス、自己評価、訪問調査などを通して、職員が日々の業務への課題を発見することができ、組織全体の質の向上につながる。

3つ目に、経営者にとって、自ら事業が提供するサービスについて、客観的、専門的な評価を受けることで、現状を把握し、改善のための課題を明らかにすることができるとしています。

積極的な受審ができるよう環境の整備を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、町内の福祉施設、保育施設で第三者評価をということについて、お答えをしたいと思います。

第三者評価につきましては、議員御指摘のとおり、社会福祉法を根拠とした公正中立な第三者機関が、専門的、客観的立場から事業者のサービスの質を評価する事業でございまして、事業運営の問題点を把握し、サービスの質の向上につなげたり、評価内容を公表することによって、利用者側が適切なサービスを選択する際の重要な情報となることが目的とされております。

児童、障がい、高齢者サービス等が対象となりまして、吉賀町で該当するものとしたしましては、各法人保育所、障がい福祉サービス事業所、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、通所・訪問介護事業所が挙げられます。現時点で導入事業所はございませんが、吉賀町社会福祉協議会が今年度、特別養護老人ホーム、とびのこ苑で導入する予定となっております。今後、各事業所で順次、導入を進めていく計画とのこととございます。そのほかにつきましては、現時点で導入には至っておりません。そのあたりの状況調査をいたしましたところ、サービスの質の向上のため必要であるとの認識を持つ法人もございましたが、導入が努力義務であることや、導入する際の費用負担が大きいために実現には至っていないとの回答であったようでございます。

町といたしましては、冒頭申し上げました本評価制度の目的からして、町内各事業所が、外部機関から公正中立な第三者評価を受けることは、サービスの質の向上によりまして、利用者の福祉向上が図られるものと期待をしており、対象事業者が積極的に導入されることを望んでおります。導入に向け障害となる課題の克服について、町でできる対策や支援等があれば、検討してまいります。

議員のほうからは、それに伴う環境整備というお話がございました。環境整備ということで、検討に値するものとするれば、まず、やはりこうした施設におきまして、義務化されているところ

は別といたしまして、3年に一度の努力規定のある施設、それから、任意の施設があるわけでございますから、そうした施設が、やはりこうしたものを利用していただけるような、そうした勸奨を行政として、まずやっていくことが一つだろうと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、評価機関で受審をすれば、一定の経費が発生をするということでございますが、具体的には、保育所等などで任意でやった場合も、半分ぐらいは加算措置があるようでございますが、端的に言って、残りの半分は自主財源、持ち出しということになるかと思っておりますので、そうしたところで、やはり少し戸惑っておられる施設もあるのかも分かりません。ですから、そうしたこと、もろもろのところを、原課のほうから、そうした該当となる施設のほうと意見を交わさせていただいて、どうしたところが支障になっているのかというところの整理もさせていただきたいというように考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 事業者の方のほうからは、費用負担等の問題点も指摘をされているということですから、その点も含めて、町として一定の支援、よその自治体におきましては、財政的な支援を行っているところもありますので、その点をぜひお願いをしたいなと思うのと。

もう一点、サービスを使おうとする利用者の側からの視点、そここのところをさらに重視をして検討をする。事業を行っているところも大事です。そして、利用をしようとする人たちが、ああ、ここやったらと、そう思える情報がある、ないで。特に今、吉賀町から外に、町外に行っておられる方、こういう第三者評価の情報等を求めておられる方もあります。

ですから、町内、吉賀町出身の人たちも安心して、こういう情報を受け取ることができるようなことを、積極的に行う。費用についても、ぜひとも積極的な取り組みをするということが、計上が必要であれば、行わなければならないのではないかというふうに考えます。

費用負担の関係につきまして、町長のお考えを改めてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 制度的なところも、私も今回、勉強させていただいたという、そこまで至ったというだけのことでございます。具体的なところは、先ほど少しお話をさせていただきましたが、おおむね半分ぐらいしか財政的な支援がないというような形のようにございますから、そこらあたりを少し、担当課のほうでも検討させていただいて、財政支援ができるかどうかということも含めて、これから事務を進めていきたいと思っております。

それから、これは第三者評価というのは当然、施設のほうでこれを受審いたしますと、質の向上が図られるということは、これは間違いないわけでございます。一方では、先ほど議員のほうからもございましたが、利用される方が、こういう施設であればサービスを受けてみようかなということ、一つの選択肢の材料になるということ間違いないわけでございますから。

ですから、受審をすることによって、2つの効果があって、内部的なところと対外的なところということで、非常に大きなメリットもあるわけですので。そうしたところで、やはり施設の皆さんにもお話をさせていただいたり、お困りごとのところは財政支援だけのことではないかも分かりませんので、冒頭申し上げましたが、関係する施設のほうと、少しディスカッションをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、続きまして、宅地、農地等に隣接する町有地の管理についてお聞きをいたします。

民間の宅地や農地に隣接する町有地の管理のあり方に対する苦情がありました。年1回程度の除草では見苦しさだけでなく、そこに生息する害虫、雑草の種子の飛散などによる被害も発生があるというふうにお聞きをしています。

町として、望ましい管理のあり方について、どのように捉えているかお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、宅地、農地等に隣接する町有地の管理はということでお答えをしたいと思います。

町有地の管理について、場所が同じかどうか分からないわけですが、今回御指摘をいただいた状況があることは認識しておるところでございます。不十分な点があることに対しましては、おわびを申し上げたいと思います。

今後のあり方についてでございますが、予算上の制約や場所の状況にもよるわけですが、年1回から2回程度の除草を行うことが、当然、望ましいと考えておりますので、このことを基本といたしまして、実施方法については直営、それから、シルバー人材センターの活用であったり、あるいは建設水道課のほうやっておりますが、河川浄化事業のように地元のほうへ御協力いただく、こうした手法も含めて検討させていただいて実施に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、町長が答弁されたように、管理もしていただいております。特に地元の協力というところでいきますと、近くの方がずっと草刈り等に従事をしていただいております。また、町道等につきましては、年1回、地元の方々、団体によりまして除草していただいて、町もそれに対して一定の費用を支払いをしているという状況はあります。

この宅地、農地に隣接する町有地が吉賀町財産規則にのっとって管理されているというふうにご理解をしてよいかお聞きをいたします。特に、第11条の公有財産の維持、保全、第15条の境界の確定、第43条の公有財産台帳等の作成が行われているかお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 当然、町有地でございますから、公有財産ということについては、間違いないわけでございますから、当然、そうしたところについても規定に基づいて管理をしているというふうに承知をしております。当然、建物のあるところはもちろんでございますが、なかなか老朽化したものを建屋を解体をして、いわゆる更地になった状態のところはやっぱり一番問題なんだろうと思います。ですから、そうは言いながら、土地台帳があつて、それに基づいて管理をしているわけでございますし、それから隣接をされる民地との境界についても、それは、今、地籍調査事業を順次進めておりますので、そこに至っていないと言いますか、確たるものがない部分もあろうかと思いますが、これは現時点で官民のことについては、境界についてはいわゆる現場で確認をすれば、それは双方の合意でできるわけでございますので、そうしたことに基づいて管理しているというふうに、私は承知をしております。

そうした中にあつても、まだまだ管理の方法が足りない部分があるという御指摘であろうと思っておりますので、やっぱり現場をまず確認をする。先ほどは年に1回から2回の除草というふうに申し上げましたが、今は非常に雨が多かったり、特にそういった時期は1回、2回の草刈りでは、当然除草では足りない部分があるというのは、十分承知しておりますので、年間通じて現地を確認しながら、適切な財産管理に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 適切にと言われました。今、先ほど最初のところで年1回から2回という除草のことも言われましたが、除草は行われておりますが、ただ、刈った草の処分については、経費がかさばるということもあり残置をせざるを得ない場合が多分にあります。ところが、このことによりまして、土そのものが肥えてくる。そうしますと、次の年はもっと勢いよく草が伸びてくる。このような悪循環、また道路等におきましては、側溝にその草がたまつたままになる、そういう苦情もあつたりもします。ですから、年にとは言いません。数年に1度、ここは幾らか土そのものを、土といっても草を刈った後の土という意味ですけども、そういうものを除去してほしい、そういう声もお聞きをしておりますので、そういうことについても、今後の中で検討願いたい。土があるがために、その下に舗装がされている場合がありますが、舗装そのものも大変傷んでくることが多いということは明らかですので、そういう管理の仕方について、単年度、単年度も重要です。それに加えて、地元のほうから要望があつた場合に土のすき取り、そういうものについての検討をぜひしていただきたいというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 除草した後の処分の問題は、これは、公の土地に限らず、いわゆる民間

の方も大変お困りのことだろうと思いますが、ただ、そのことを放置することによって、ほかの施設のほうへの、道路とか、側溝のお話もございましたが、そうしたところに影響を及ぼすということも、当然、考えられるわけでございますので、まずは除草するに当たりましては、その対応について、やはり留意をしていかなければならないかと思えます。

土のお話もございました。町内各所に町有地がそうした場所がたくさんあるわけでございますので、一律な対応ができるかどうか分かりませんが、そうしたことも少し念頭に置いて、これからの土地の管理は考えていかなければならないというふうに思っています。

もう一つは、やっぱり、そもそもそうした遊休地が町有財産として必要かどうかということがあるんだろうと思います。今、建物につきましても、大きい建物、先般は民間のほうへ無償で譲渡させていただきましたが、土地につきましても、これまでは教員住宅があったり、そうしたことの土地を管理をしておりましたが、教員住宅が老朽化になって解体撤去して、今、更地で、町が管理をしているところが数か所ございますが、そうした土地も本当に、町有地として必要かどうか、こうしたところをしっかりと検討させていただいて、ないのであれば、やはり、払下げであったり譲渡であったり、こうしたことも一つの方法だろうと思います。町有財産を抱え込むのではなくて、場合によっては外にもう出していくと、そして、やはり町が管理するもの自体を徐々に減らしていくというの、やはり公物管理としての一つの考え方であろうと思いますので、そのことも含めて検討したいと思えます。

いずれにしても、安心、安全な住環境を提供するというのは行政の責務でございますので、今回、御指摘いただいたこと、いろいろ考えるところがございまして、またそれぞれの原課のほうで検討させていただいたというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、町長が言われていたように本当に吉賀町、町にとって必要な土地かということについて、これまでもほかの議員の方からも処分等について質問もされております。積極的に見直しをかけて処分したほうがよいと判断される場所については、処分することも大事かと思えます。

引き続き、町内の各施設の用地の管理につきましては、日常、地元からも苦情が発生することのないよう管理に努めていただきたいと思いますと同時に、今、地元で草刈り等、町道なども含めて、それから住宅の跡地やらしていただいていますけれども、その方々も、少しずつやっぱり年を重ねていっておられます。なかなかできなくなってきたというお声も伺っております。そのときに、基本的に町として積極的に草刈りをするというような体制にはありませんが、必要に応じてほかの団体、地域の方への協力依頼、そういうことも検討いただきながら、管理に努めていただきたいと思いますということを申し述べて質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、7番目の通告者、11番、藤升議員の質問が終わりました。  
ここで10分間休憩します。

午前9時58分休憩

.....  
午前10時08分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。  
一般質問を行います。

8番目の通告者、2番、三浦議員の発言を許します。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） それでは、通告書に基づきまして、町長へ2点質問いたします。

まず1点目、自死防止策の進展はということで、これは6月議会で、3番議員から緊急質問ということで自死防止対策についてという内容で、町長からもいろいろ説明等々ありましたが、こういった人命に関わる問題なので、町民の方もいろいろ心配される方もおりますし、あれからどうなったかとか、その辺のこともいろいろ私のほうにも聞かれたりもしますので、とにかく人命に関わることで、県内・県外含めて、このたびのことは山口県、吉賀町、この県境の事件でありますので、とても内容的には大事なことでないかと思っておりますし、それと同時に早急な対策を取られることが一番大事なことでありますので、何といたっても人命と町のイメージ、そういったことでもかなり支障が出てきますということで、住民の方からも、いろいろ意見もいただくんですが、現地に監視カメラを設置したりとか、今の橋の対策は何年か前に取っているんですが、橋の柵を建築しておりますけど、やはりそこは柵を切って自殺される方、そういった方もいろいろおられるようで、なかなか対策として、その対策自体が講じられていないといったところが現状と思います。

町民からもいろいろな意見がありますけれども、これは山口県、島根県との協議のもと、今から対策されることでありますので、6月議会で緊急質問がありましたように、その後、やはり皆さん、町民の皆さんも、私も含めてその後の進捗です。その辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、三浦議員の1点目でございます。自死防止策の進展はということで、県境の橋における投身対策に関しまして、6月の定例議会以降の当町の取り組みを報告いたしたいと思っております。大きく分けまして2つになろうかと思っております。

まずは、島根県に対する要望活動についてでございます。

現場の橋自体が県所管施設であるということ。位置関係から、島根・山口両県、並びに吉賀町、岩国市といった複数の自治体に関わることなどの理由から、島根県と連携した取り組みが必要となるため、8月の4日でございますが、島根県議会地元選出の中村議員並びに吉賀町議会の安

永議長にも御同行いただきまして、島根県の丸山知事のほうに対しまして、次の2点について要望活動を行ったところでございます。

1点目は島根県及び山口県を中心とした投身対策について、総合的な検討を行うための投身対策協議会を、これはあくまで我々の仮称でございますが、こうした協議会を設置をしていただくということ。

2点目は、島根県自死対策総合計画におけるハイリスク地対策に関する内容を追加をしていただくということでございます。

この2つの要望に対しまして、知事のほうからは次のような回答がございました。

まず1点目の協議会の設置についてでございます。

現時点において関係期間との問題意識の共有などがまず必要であって、広域的な協議体等の設置は時期尚早ではないかとの考えでございますが、ハード・ソフト両面についての対策の可能性について、土木及び福祉部局を中心として検討していくこととしたいということでございます。

また、吉賀町として近隣自治体、特に岩国市との間で情報交換や問題認識を共有する機会を持っていただきたいとのことでございました。

それから、2つ目の島根県自死対策総合計画への具体的施策の明記についてでございます。

島根県自死対策総合計画へハイリスク地対策を明記することにつきましては、現場となる橋が自死多発地域としての情報拡散につながることを懸念するとの考えでございまして、あえて計画への記載はせず、既存の取り組みの枠組みの中で、吉賀町に対して個別に支援をしていきたいということでございました。これが、島根県知事に対しての要望活動の概要でございます。

そうしたことも踏まえての吉賀町としての今後の取り組みについてでございます。

これまでの経過、それから今、申し上げました要望活動等の結果を踏まえまして、吉賀町としては次のとおり対応していきたいというふうに思っております。

まず1つ目といたしまして、基礎自治体同士の連携体制構築のために、岩国市側との情報共有、意見交換の場の設置に向けて検討してまいります。

2つ目といたしまして、吉賀町側の情報交換の場として、島根県の土木、保健所、警察の参画による連絡会、これは既にもう設置済みでございますが、これを適宜開催をしてまいりたいと思います。

それから3つ目といたしまして、第2次になります吉賀町自死予防対策計画において、ハイリスク地対策に関する取り組みを明記して対応してまいります。

4つ目といたしまして、公園の景観保全のため、枯れ木や破損したベンチの撤去、公園全体の清掃活動を行いたいというふうに思います。

このようなことを行いながら、この橋における投身対策及び町内の自死予防施策の推進に向け、



地域の皆様をはじめ、島根県及び警察等関係機関と連携を取りまして、取り組んでまいりたいと思います。

それから、岩国市のことについて、少し申し上げておきたいと思います。

島根県知事への要望活動を行いました翌日8月の5日、木曜日でしたが、岩国市の福田市長とこの件について面会をさせていただきました。

私のほうからは、島根県知事への要望活動の内容を報告をした上で、吉賀町と同じように地元となります岩国市から山口県知事へ同様のお願いをしていただきたいということと、今後、吉賀町と岩国市で情報共有の場の設定をしていただきたい、この2つのことを申し上げさせていただきました。

福田市長とは、ほかの案件でも数回お会いをしておりますが、今回、この件についての会談は初めてでございました。したがって、具体的な決定事項には至らなかったわけですが、まずは関係をする基礎自治体、吉賀町と岩国市、両市町のトップが共通認識を確認することができたということは、非常に大きな効果があったというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 島根県知事と岩国市長との会談があったということで、なるべく今後もスピーディーに、そういったお話し合いも協議会等々、進めていただきたいわけですが、先ほど言いましたように、人命がかかっておりますので、やはり会議、会う一定期間の期間を決めて、知事なり山口県知事、岩国市長なりのそういった協議会等々のお話、今からもまたされていくと思うんですけど、やはりその間、いろいろな他県からの、こういった自殺の方が出てくると、そういったことも重々考えられます。

そういった意味も含めて、これは人命なんで早急にもう、いろいろ対策を取っていただきたいわけですが、行政としていろいろ町長言われましたハード・ソフト面等々、いろいろ考え方もあると思いますし、また岩国市長のほうも積極的な対応をされたと思っておりますが、私、町民の方とお話しするのに、まず6月議会で3番議員が報告されましたときに、SNS、こういったネット上で心霊スポットと、そういったものが出ていると。

やはり、そういった情報を基に他県からのこういった自殺者が、こちらのほうまで来て自死すると、そういった流れにどうもなっているわけなので、今、結局、これ個人的な意見もありますけれど、そういったネット上の情報を、これを断絶すれば、多少なりのといたしますか、かなりの情報が途切れるわけですから、まずはそこで一旦こういった自死防止策に対して、ある程度の対策が講じられるのではないかと思いますけど、これまでの知事と岩国市長のお話の中で、そういったネット上のお話は、今回出ておりませんか。それをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 知事、それから福田市長の話の中で、当然そうしたネット情報によって、こちらのほうへ、現場のほうへ誘発するといえますか、そうしたことがあるというのはお話をさせていただきましたし、そうした事案もあるんだろうというような認識は、知事も岩国市長も意見を述べておられました。

これは、これまで先ほど少し申し上げましたが、設置をしております情報共有の場となっております吉賀町と津和野警察署、それから益田保健所、県の土木、こうした対策会議といえますか、そうした場の中でもこのことは話題に上がっておりまして、こうしたことはソフト面に対する検討ということで、インターネット等の有害情報削除に対する検討ということが一つの懸案事項ということで上がっているのも事実でございます。

そのためにどうしたらいいのかというのは、なかなか行政のほうではノウハウは持っていない部分は当然あるわけでございますので、先ほど申し上げました情報共有をするような、そうした場の中で、あるいは島根県との、本庁との話の中で、対策については少しずつ、やっぱり考えていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

それから、先ほどこれからの取り組みということで、4つのことを申し上げましたが、直ちにということで、今、吉賀町が取り組みを始めたのは、やはりその現場近くの景観保全のことでございまして、今回、9月の定例会の補正予算の中にも予算計上させていただいておりますが、付近にあります公園、それからそちらのほうへ吉賀町側からアクセスする県道沿いの、一つには交通に支障があるということもあるわけでございますが、そこへ向かう道中についても、少し立ち木等の除去をしながら明るいイメージを持っていただけるような、そうしたことに努めていきたいということで、公園のところ2か所についての樹木等の伐採、それから破損した物品、ベンチ等の撤去をするというような予算を上げさせていただいております。

それから、もう一つは、これちょっと日にちのほう、私、まだ承知しておりませんが、先ほど申し上げました吉賀町の自死予防対策計画というのがございますが、これには、今ある計画は、令和元年度から令和5年度までの5年間の計画でございますけど、年に1回はこの計画の内容についての評価をするための委員会の開催もしております。

今年度のところでは、この計画の中に申し上げましたハイリスク地対策を明記をさせていただいて、実のある内容を、策定を再度させていただいて、できるだけの対策を講じていきたいということで、今、準備を進めているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） スピード感ある対応をしていただきたいと思います。

最後にですが、知事、県議さん等々、議長も含めていろいろお願いされたと思うんですけど、6月議会でこうやって出てきたわけですが、もうもともとが何十年前から、この地についてはそ

ういった自死事件が起きております。

今、橋の防護柵、防止柵とか対策とか、いろいろそういったことが表になっているわけですが、何年か前には、やはりトイレ等でそういったこともありましたし、町長もこの公園の清掃活動とか等々言われましたけど、それは当然大事なことでありますけど、橋だけ自殺防止に関してちゃんとした設置をしたにしても、その他の近隣の建物、斜面等々ありますけど、そういったところは、もうやはりそういう自殺者の方がおられますので、自殺者というと、私らではなかなかできませんけど、もう精神的にもかなり圧迫してしまっていて、そういった行動になると思っておりますが、今に始まった問題ではなくて、もう何十年前から、私が知る限り、四、五十年前からそういった話も聞いておりますし、最近になってこういった自殺者が増えたということで、とうとうこういったふうになったんだなということも考えております。

最後に町長個人の考え方として、それでいろいろな協議会を、何回かやりまして、結論的にこの橋の防止柵、また公園等々のいろいろ整備についてもそうですけど、最終的には大体何年後、工事着工になるかとか、何年後までにはちゃんとした対策を講じると、そういった町長の思いがあると思っておりますけど、そこら辺、もし何年、5年後とか3年後とか、いろいろあると思っておりますけど、個人的なものでいいんで、その辺の思いがあれば答弁ください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 個人的にといいまして、ここで私が発言するというのは、全て公になりますので、軽々にそうしたことは発言できないということはお許しを頂きたいと思っております。

思いのところでも申し上げれば、これは何年、何十年ということではなくて、一日も早く解決をしていただきたいというのが私の思いでございます。

本当にここ数年は幾らか落ち着きがございました。その効果というのは、議員御承知のとおりでございますが、平成20年に当時の岩国市長と吉賀町長が、島根県に対して対策を講じていただきたという要望書を出したところに始まるわけでございますが、その後、平成20年度の最終盤のところ、現在あります柵ができたということでございます。

そこで少し、やはり抑止策になって、最近は数こそ落ち着いていったわけでございますが、昨年の令和2年から今年の6月末までの1年半の中で、残念ながら15件の、これは未遂も含めてでございますが、15件の事案が発生したということで、そうした中でやはり地元の方、我々もそうでございますが、非常に危惧をしていたところでございます。

原因というのは、我々にはなかなか分からないところでございますが、やはり一つの要因は、ああしてコロナの感染が拡大をする中で、非常に経済状況が厳しくなって、そうしたことを悩まれているというような要因も多分にあるんだろうと、私は考えております。

これは、やはり少し時間を置かないと難しい部分もございますが、我々といたしましては、そ

うした事案が発生をしないように、あらゆる手を尽くしていかなければならないということです。

もともとあの橋は、昭和37年に当時の六日市町と、それから山口県側の自治体とが要望活動、陳情活動を長年長年続けられたその結果として、完成をされたということで、当時の新聞とか広報を見ますと、まさに夢のかけ橋として完成をしたんだということで、両県の知事も参加をされて竣工式も行われたというような報道がされております。

その夢のかけ橋であったものが、今は自死の名所として紹介をされまして、周辺の地域は本当に好奇の目にさらされるというような状況で、大変残念な状況になっております。

そうしたことでございますので、とにかく橋の周辺の地域に対しての負のイメージが、もう連鎖的に広がっておりまして、地域振興にも、やはり大きな支障を来しておるわけでございますので、こうしたところ払拭できるように、あらゆる手法を用いて、皆さんと一緒に考えていきたいなと思います。

私の気持ちとすれば、冒頭申し上げましたように一日でも早く、対策が講じられて、そうした事案が発生をしないようにということを願うばかりでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） ありがとうございます。町長の答弁で、一日も早く解決したいということで、私も当然同感のことです。

これに関しては町長のこれからの行動、お話し合い等々の行動の仕方によって、いろんな解決策が出てくると思いますので、しっかりその辺は前に進めて、この問題に対して解決をしていただきたいと思います。

次に移ります。

2点目、コロナ感染の今後の支援はということですが、最近も、このコロナ感染に対して一般質問をしたこともありますけど、今の現状で、なかなかコロナ感染に関して終息できないと、そういったことが現状だと思います。

この当町についても、1回目、2回目、そういった集団接種を含めまして、ほとんどの方がワクチン接種を受けられていると思いますが、そういった当町にとっては、一つは安心なところもあったと思います。

ただ最近になって4名の、また感染者が出てきましたので、また一つ安心したところが、また不安な陰りが出てきたというところじゃないかと思います。

日本全国、また海外においても、なかなか収まらない、最近になって東京と大阪にしてもそうですけど、若干やはり感染者数も目減りしてきたところもあると思います。

なかなかこの日本という国は、いい国でありまして、この感染に関しては、前々から言っております海外ではロックダウンとか、そういったことをやれば一番効果が期待できると思いますが、

この国はなかなかそういうこともできないし、反面優しい国だと思っておりますけど、ただ、やはり国のほうでも県にしてもそうですけど、いろいろ国民の皆さんにお願いして、また指示もしながら、いろいろ対策を講じておりますけど、先ほど言いましたように、なかなか終息にたどり着かないというところが現状でありまして、そこで何が不安になるかということに関して、まず、全国民そうでありますけれど、最近もやはり若年者の方が亡くなったりとか、そういった報道もされております。その中で、やはり一番大事なのが人命と、そういったことに関しまして、皆さんが不安を、また不安感がどんどん増していったんじゃないかなと思っております。

若干、今、感染者数も減少の状態ではありますけど、これもまた年末に向けて、どうなるか分かりません。国のほうでは11月をめどに、いろいろ緩和するという話もありますけど、なかなかその不安が解けないといったところが現状です。

この当町は、田舎町はまだいいところですが、やはり都会地にとっては人口も当然かなりの違いもありますし、特に東京と大阪、大阪市、その辺りはかなりの人口の密度が高いところもあります。当然コロナ感染が広まってもおかしくない、ある意味危険なところもありますし、なかなか感染も終息できないといったことが考えられますが、ただそういったところで、やはりお酒を出す店、居酒屋等々のそういったところ、かなり前々から言います直撃されておまして、これがまだまだ続くとなると、今でもそうですけど、やっぱり閉店に至るとか、いろんな精神的な面、先ほどの自死の件じゃありませんけど、かなり国民、人それぞれが、仕事を持っている方、若い方にとってもそうですけど、かなり精神的にまいってくると、やはりストレスも感じますし、そうすると、自死とか、いろいろな店を閉めるとか、経済的にもすごく大変な時期が、今、来ているんじゃないかと思えます。

今、そういった時期でありますけど、まだまだこれが続くというふうに考えておかないと、なかなかコロナも終結できませんし、人の動きも経済も取り戻せないと、そういうふうになるわけですが、特にこの吉賀町においても感染者数はああやって出るのは出ましたけど、やはり感染者数的にはびっくりするほどでもないかもしれませんが、何が一番影響を受けているかというのが、やはり前回も言いましたけど飲食業を伴うもの、そういったものが一番直撃されていると思います。

国・県・市町村通じて、この町でもそうですけど、いろんな対策が、コロナ対策が取られております。地方自治体もそういった支援も、町民に対してもいろいろな支援をしているわけですが、ただ、このコロナに関しては、国・県のいろいろそういった大きな支援もあると思えますが、町はどうかと、財政が厳しいとか、いろいろお話もありますけど、今後、やはりワクチン接種を打ったからといって、どうもそれが完全に効くわけでもないみたいで、まだまだあと半年、1年ぐらいは様子を見ながら、そして町としても、やはり町民の皆さんに、それなりのお店に対

して、しっかりした支援をしてあげないといけないんじゃないかと思っておりますが、その辺りで国・県の支援もありますけど、やはりこの町は分かるというのは、町のものでないと分かりませんので、事情は。

やはり商工会等々と連携して、いろいろやっておるところもありますけど、あと半年、1年見ておかないといけないと思いますが、その中で、今、行政の中でこういった町民に対して対策を考えているとか、国から県から、こういった支援策も、今、講じているとか、そういった予定もあるとか、そういったことをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目のコロナ感染の今後の支援はということでお答えをしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の終息は見通せない状況であります。本町におきましても、御承知のとおり、5月の13日でしたが、町内で初めて感染者が出まして以降、多くの感染が確認をされておりますし、先般も約3か月ぶりに感染者が確認されたところでございます。

感染拡大防止に向け、イベントの中止や外出の自粛等によりまして、特に飲食店を中心に売上が減少しているのは承知をしております。

このことを踏まえまして8月の臨時会で、第3回目の中小企業者等事業継続支援金を予算化させていただきました。8月の30日から受付を開始をさせていただいておりますが、9月の8日現在の数字で申し上げますと、既に72件の事業者の方から申請を受け付けている状況でございます。

まずは新型コロナウイルス感染症が町内に発生したことで売上が減少した事業者について、しっかり支援をさせていただきたいと考えているところでございます。

そのほか、これまでも今年度に入りまして、販路拡大促進支援事業や2回目の地域振興券など、幅広い業種への支援を行っております。新型コロナウイルス感染症が終息しない現状におきましては、町内事業者の経営状況がコロナ前の状況に回復したとはとても言えない状況にございます。

国や島根県においても、様々な経済対策が打ち出されておりますが、町内においても経済活動がこれ以上停滞することがないように、国の地方創生臨時交付金等活用しながら、限られた財源の中ではございますが、効果的な施策を引き続き講じてまいりたいと思います。

今申し上げました地方創生臨時交付金でございますが、これは全員協議会等でその都度説明をさせていただいておりますように、今、第1次から第3次まで国のほうから内示があつて、総額で約4億5,200万円の内示をいただきました。

その金額のうちに予算計上をしておりますのが、約4億3,900万円でございますから、そ

れを100%執行したという前提で申し上げますと、約1,200万円から300万円ぐらいの財源しか、今、残っていないと。

財源というのは、申しあげました地方創生臨時交付金のことでございますが、ああして、今、国が、国政が、また選挙等で慌ただしくなっておりますが、ぜひそうしたことにも目を向けていただいて、地方に向けてしっかり財政支援をしていただくということを、やはり我々は国の責任として執行していただくことを、大いに訴えていきたいですし、期待をしたいというふうに考えております。

それから、ワクチンのこともございました。せっかくでございますので、ワクチンの接種状況、最新のところだけ申し上げます。

今日が13日でございますから、昨日の12日の日曜日の接種が終わった段階で申し上げたいと思いますが、いわゆる12歳以上で、今、集団接種を行い、任意接種も行って、昨日の終了した段階で申し上げますと、1回目の接種率が90.8%、それから2回目の接種率が88.9%ということで、今月末まで2つの医療機関で任意接種をやる予定でございますが、既に1回目は90%到達いたしましたし、この状況でいけば、2回目も間違いなく今月末には90%を超過するだろうということでございます。

県内の19の自治体の中でも、決して恥ずかしくないような数値でございます。いろいろ諸説あるようでございますが、ワクチンの有効性というのは間違いなくあるわけでございますから、ただこれは義務化ではございません。任意接種でございますから、行政のほうから、ぜひ受けていただきたいというような発信はなかなかできない部分があるわけでございますが、やはりこの有効性があるんだということを認識していただいて、本当、0.1%でもこの接種率が上がるように、御協力いただきたいと思っております。

3か月ぶりに感染者が発生をいたしましたけれど、それが蔓延拡大するというような状況にはなっておりません。これもやはりワクチンの有効性だろうと思っておりますので、学校もしばらく休みましたが、今日からまた再開もさせていただいております。そうした状況でもございますので、ぜひそうしたところに向けても御協力いただきたいなというふうに思っております。

パーセンテージ申しあげました。高齢者の方は、既に100%のところがありまして、90%でもかなり100%に近いところなんですけど、やはり若い世代のところは、少し接種率が下がるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 町長から、今、国からの交付金ということ、4億5,000万円等々の話もありまして、あと財源が千二、三百万円と、大事な答弁をいただきましたが、やはり

そこを私は気にしているわけで、今後、国の対応、県の対応、そういったところはどういうふうに見るか、どういった支援をしてくるか、それにおいて吉賀町の支援も決まってくるのだろうと思います。

一つは、もう一つ言いますけどこのコロナ感染に関しましては、先ほど言いました都会地とこの田舎の町と比べますと、感染者数、当然違うわけですが、かなり人口密度も違いますので、ただ言えることは、やはり都会地ではひどいときには5,000人、4,000人とか、一日で感染者が出たわけですけど、この田舎では、先ほど言いました数名ということではありますけど、それでもマスクをしなきゃいけない、それでも幾らやってもお客が来ない、自動車産業も今、大変なことで、本来仕事ができるんだけど、なかなか部品調達、住宅関係もそうかもしれませんけど、そういった、この田舎にとってはかなりの風評被害でありまして、実際にそういった感染者がそんなに出ていないし、皆さん気をつけているところもありますが、やはりそれなのに、今やっている、開業されている方とか、いろいろおりますけど、閉店等々諦めなければならないと、これから先もどうしていいのかわからないと、コロナ感染に関しましては、感染者自体は余り、そんなにいないんで関係ないんではありますけど、その違いがありますので、やはり国・県も町も含めてそうですけど、そういった意味で感染率の少ないところでもありますので、そこがこういったマスクをしながら、接種をしながら、温度を計りながらことをやるというのも当然のことではありますけど、そういった田舎特有のかなりの打撃でありますので、そういったことに対しても、今までいろいろ支援もされていますけど、都会とやはり田舎の違いで、そういったコロナ感染の違いがありますので、そこら辺の部分も含めて、しっかり、私もしっかりしないとはいけませんけど、行政のほうもいろいろな現状を見ながら、状況を見ながら対策を講じていただきたいと思います。

町長、その辺で何か答弁ありますか。都会と田舎の違いがありますので。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 本当、東京、大阪、それから中京圏ですか、感染者の発生人数は島根県とかでは本当に比にならない、桁違いの数字でございます。

ただ振り返って、やっぱり見ますと、以前もこれ、教育長が申し上げたと思います。私も同感なんですけど、6,100人から200人足らずのこの小さな吉賀町でございますが、1人感染者が出ると10万人、よくメディアで言われる人口10万人に換算したときにどれくらいの数になるかということ、これ計算すれば分かりますが、1人出ることが、いかにこの吉賀町にとって危機的状況かということなんです。

ですから、本当に学校、閉校する、休校するということにも、いろいろな御意見がございますが、我々といたしましては、本当に児童生徒の皆さん、本当、小さい子どもさん、これからこの



吉賀町の将来を担っていただく子どもさんの命と健康をやっぱり守っていくためには、なかなか全国的にはまれかも分かりませんが、一旦は学校を休校させていただいて、その上で状況を見て、順次再開をしていけばいいんだというようなスタンスでございますので、その点は、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

繰り返して申し上げますが、都会地とこの中山間地、吉賀町は人口規模こそ違いますが、その1人に対する意味合いは非常に違うんだということを御理解をいただきたいと思います。

それから、先ほど申し上げましたように地方創生臨時交付金4億5,000万円のを、今、順次、予算措置をさせていただいて、この財源ももう少しになりました。これは、これから有効に活用もさせていただかないといけませんし、そうしたきめ細かい支援ができるのも、これは小さい町ならではのと思います。

それから、こうした経済対策とは別に、生活支援もさせていただくことを、今、制度設計させていただいて、補正予算でお願いをさせていただきました。島根県全体でステージ4になったということで、今はステージ3に戻りましたが、その中で陽性になられたら、これまでは即入院ということでございましたが、今回も一旦は入院をして、メディカルチェックを受けた上で、中等症以上の重症化するリスクがなかったら宿泊療養かもしくは自宅療養ということで、仮に医療機関のほうから自宅療養でオーケーですよということになれば、まさにこの生活支援のほうをしなければならぬ。

食事のお世話、買い物のお世話、そしてごみのお世話、こうしたことをやっていこうということで、これも小さい自治体であるからこそできる支援だろうと思いますので、なかなか都市部でできない支援、きめ細かな支援を、できることはたくさんあるわけでございますので、経済対策もそうでございますが、生活支援も含めて、住民の皆さんの本当に命と健康を守るために、そして生活を守るために、これからも精いっぱい対策を講じさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 町長、いろいろ説明されましたが、なかなかこのコロナ感染は、今すぐにはどうこうなりませんけど、やはり状況を見ながら、また財政のこともありますけど、またいろんなことで学校のこともあります。やはり行政と私ら町議会も含めまして、連携なり協力なりしていけないといけないときもあると思いますので、そこはしっかり、町長が1人も出さないと、そういった気持ちでおられますんで、それが一番大事なことだと思います。

今後も経済続けていかなければならないんで、大変ではありますけど、お互い連携しあってやっていきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で8番目の通告者、2番、三浦議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時50分休憩

.....

午前10時59分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問の9番目の通告者、10番、庭田議員の発言を許します。

10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 4点通告してありますので、順次質問しますが、時間配分の関係上、後ろからやらせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、コンサルタント、アドバイザー導入の見直しをということでございます。まちづくりのため、外部からの意見や考えを取り入れる、聞くということは、まちづくりには大変重要なことではあります。しかし成果を上げるには、町としてのしっかりとした理念を持ち、それをアドバイザーなりコンサルに示すことが必要であろうと思います。当町としましても、アドバイザー、コンサル、コンサルは特にいろいろな事業に活用されておりますけど、まちづくりに本当に活かされているのか、また丸投げになっているのではないか、ということをもっと最初にお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、庭田議員の、まずコンサルタント、アドバイザー導入の見直しをということについて、お答えをしたいと思います。議員御指摘のとおり、コンサルタントやアドバイザーは外部からの意見や考え方を取り入れる、有効な手段でございます。導入する事業によって求める内容は異なり、専門的な知識や高度な技術を補うため導入する場合などがあります。コンサルタント等から提出される意見や公正な調査、分析等の結果を基に、総合的に町としての方針を決定するなどの判断をしていると考えております。

現在、町のアドバイザーといたしましては、吉賀町地方創生アドバイザーを設置しております。この吉賀町地方創生アドバイザーは、地方創生人材支援制度による人材の派遣でございます。地方創生人材支援制度は、内閣府の制度でございます。地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者及び民間人材を市町村長の補佐役として派遣していただけるものでございます。

吉賀町の地方創生アドバイザーには、大学教授の千田良仁氏に委嘱を行い、非常勤特別職の顧問待遇としております。アドバイザーを必要とする理由は、国の制度にもあるように、専門的かつ実践的な立場から指導・助言を受け、地方創生に関して戦略的な政策形成を進めるためござ

いまして、具体的には地方創生の総合戦略の実行に対する支援、アドバイスや町長の相談役、及び町政全般についてのアドバイス等となっております。

コンサルタントやアドバイザーも同様でございますが、町の施策に対して的確な御助言等がいただけるようにするためにも、町の目指すべき方針等をしっかりお示しすることに心がけてまいりたいと思いますし、そのような形でこれまでも対応しておるところでございます。今後も御指導や御助言をまちづくりに反映できるように、努めてまいりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） なぜこういう質問をするかと言いますと、今、町長が言われました、創生アドバイザーの千田教授です。ここに吉賀町世界一の有機の里戦略というのを、アドバイスされています。これが活かされているかどうかというのは、少し疑問に思うところであります。それと、コンサルにつきましては、いろいろな面で頓挫しました丹後王国の地域商社の件です。私から言わすと、ただその自分たちの考えのないままに、そのコンサルなりアドバイザーを導入しているのではないかという疑念があるわけです、大変失礼な言い方かも知れませんが、活かされていないということは、そういうことと受け止められても仕方がないと考えております。

その辺で、まちづくり計画なりいろんな事業のコンサルを、計画を立てたら、それで終わりじゃなくて、少し町としてもきちんとした検証をして、その成果を行政に活かしていく、そういう取り組みをしないと、多額の費用を使ってアドバイザーなりコンサルを招き入れるわけですので、税金の無駄遣いとは言いませんけど、そこら辺の責任は行政としてきちんと持つべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 千田先生のお話になりましたが、いろいろな多方面にわたって御指導なり御示唆をいただいているというのは、これは事実でございます。その中で、その有機の里戦略というのも先生がいつかの段階で御発言になり、活字にされたというのは私も承知しておるところでございます。とりわけ、最近のところと言いますと、大きな事業ということで、地域商社事業を立ち上げたわけでございます。残念ながらもろもろの事情の中で、予算のほうも執行停止をさせていただくような事態になったところでございます。

これはこれまでも私のほうから申し上げておりますように、その責任は私にあるのは、当然のことでございます。ただ、この地域商社を立ち上げる事業の中で、千田先生に対して全てを丸投げしたかということ、決してそうではございませんで、これはずっと遡ってみますと、平成25年に吉賀町地域ブランド化推進協議会という会を立ち上げておりました。これは民間の方は入れずに、ある意味公の、行政を含めて公共的団体のところがほとんどでございましたが、その

話をする中で、やはりその販売組織の必要性というのが高まってきたんだというような御議論があったということでございます。

ですから、そうしたことでどうにかこの販売組織と、それからもう一つは官民挙げた事業推進ができるような、そうした必要性があるという認識の中で、千田先生のほうからもいろいろ御指導なり、御助言をいただきながら、平成30年度ごろからこの商社の関係の検討を進めてきたということでございます。ただ、どういった形で、そうした体制づくりを進めればいいのかという、いわゆるそのノウハウがなかったということもありますし、もちろんその組織のあり方、それから進め方も当然でございますが、そうしたことがなかったものですから、先生のほうへ町としての目指すべき姿というのをお示しをさせていただいて、手法として地域商社を設立したいということをお願いをさせていただいたわけでございます。

そのことについては、これまで商社の総括のペーパーもお配りをさせていただいて、議員の皆さんには全員協議会のほうで御説明をさせていただいたところでございますので、詳しくは申し上げませんが、いずれにしても今回のその商社もそうでございますし、それ以外でも業務委託という形で様々な計画を策定する際に、コンサルティングのほうをお願いさせていただいておりますが、決してこれは丸投げということではなくて、いろいろなまちづくり計画、総合戦略する際も地域に出かけていって、意見交換会をしたり、それから公聴会等をしたりということで、本当に官民挙げて一緒になって計画を策定をする作業に、鋭意努力をしているところでございます。計画をつくるのが目的ではなくて、計画をつくって、それをどういうふうに今からやっていくかというのが、これがまさに肝でございますから、幾らかのスパンを設けながら、検証作業にも取り組んでいるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） これは答弁は要りませんが、まず地域商社のことに関しましても、今、吉賀町の農業の現場がどうなっているかというのを、本当に分かっていない。販売組織のあり方は、生産現場をきちんと整備してからの話であると、私は思っております。その辺のところ、やはり町もそういう現状をアドバイザーの方、コンサルの方にきちんと伝えて、町の現状を。それからの計画づくりでないと、ピントが外れた方向に行く、そういうことになるんだろうと思いますので、ぜひアドバイザー、コンサルの選択は慎重にすることと、町の理念をきちんと示して、それに沿った計画をして、助言をしていただくということを守っていただきたいと思っております。

次にいきます。命を守る政策をということでもあります。何かの本で読んだんですが、この中山間地の行政に一番必要なことは、まず住民の命を守る病院、それと住民の暮らしを守る農業、この二つを柱としてきちんと組み立てていくことだということが、この人の持論でしょうけど、示

されておりました。そこで、私はこの六日市病院が、今町は公設民営ということで話を進めていますけど、果たしてコンサルも入って、今から経営の立て直しの計画もつくるといことですので、それはそれとして必要なことですが、今進んでいる公設民営という選択肢が本当に正しいのかという疑問を少し持っています。

ここに指定管理の、前、町が示された財政の推移が示されましたよね。指定管理にした場合、医療機器の更新や管理料で6億6,000円から4億6,000円、実際の負担が4.7億円から2.7億円、29年の末には、財政調整基金がゼロになるという試算が、確か示されたと思うんですけど、私はこの公設民営というよりは、できればPFIとか、規模を縮小して公営にしてしまおうとか、一回全てのことをゼロにしてやり直すほうが正しい方法じゃないかと思うわけです。これは私の考えです。

それで、ぜひこの病院を残すという前提のもとに、このあり方を、町もコンサル任せじゃないと言われますけど、やはり町長自らが病院に入って、現場の声を聞きながら計画を立てるべきだと、私は思います。そういう声が職員の皆さんの中からも上がってきとるのは事実でありますので、本当に町長が住民の皆さんの安心・安全、命を守るという固い決意があるのなら、大変忙しい中ではありましようが、ぜひ出向いていって、職員さんの声を聞き、そして改革をしていく、そういうこともぜひ必要なんだと思います。□□□御答弁をお願いしたいと思います。

それと、学園の利活用は模索しているのかということでも通告していますが、これは同僚議員の答弁がありましたので省きますけど、これも住民の皆さんの声は、更地にするのではなくて、ぜひ活用していただきたいという声が圧倒的な多数の声であります。もし、あそこを利用されたという法人なり、いろいろな方が今から出てこないとも限りませんので、そのときは町としてどのような支援、協力をしていくのかということをお聞きしておきたいと思います。このことは、もし解体するとなると、また重富先生の会社に多大な出費を迫ることになりますので、今まで御恩になった方に対しても、ぜひ町としてもその辺のところは恩返しをするべきだと考えております。すいません。答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、命を守る施策をということで、お答えをしたいと思います。

まずは公設民営化についてのお話でございました。町民が安心・安全にこの地域で暮らしていくために、医療の灯を消さないということは極めて重要でございまして、その役割をこれまで長年にわたり担ってきた、社会医療法人石州会六日市病院に引き続き、継続していただきたいとの考えに変わりはありません。そのための方策について、令和元年度に検討を行った結果、公設民営化という内容が出てきたところでございます。

いずれにしましても、町財政に負担を強いるようでは、結果的には町がもたないということで、

これは以前、議員の皆さんにも御説明をし、そのことは同様に病院に対してもお話をしているところでございますので、あくまで石州会において改善努力というのは必要不可欠であるというふうに考えております。

それから、今、経営改善計画のほうを石州会のほうで策定をするということで、その財政支援ということで、約1,000万円の財政支援をする準備をさせていただいております。これが来年の3月のところで計画が提出をされますので、その内容を見て、町といたしましては、行くべきところを見定めていかなければならないということでございます。あくまでも、その計画があって、町のほうで判断をするということでございます。

それから、学園のことはほかの議員さんのところでお答えをしたとおりでございますが、少しお話のあったのは、仮に町以外のところで利活用があれば、こういった御支援があるのかというお問合せでございますが、現在のところはまさにその町以外の利活用も含めて、学園サイドの閉校準備室のほうと協議を今、緒についたばかりのような状況でございますので、仮に、本当にそうしたありがたいお話があれば、これは町だけでなく、本当であればと言いますか、契約上は学園がなくなるということは、まさにお話があったように解体撤去をして、更地でお返しをいただくというのが建前でございますが、そうしたことに仮になるのであれば、利活用というお話があるのであれば、これは行政だけでなく、そうした閉校準備室とも協議をしながら、どうした方法がいいかというのは、まさに協議をさせていただきたいなと、そうした準備はあるということとは申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 病院にしろ、学園にしろ、大変デリケートな問題ではありますが、せつかくある資源ですので、町民のために生かすように努力をしていただきたいということを要望しておきます。

次に、エネルギーの自給をとということで、質問いたします。町の94%を占める山林の活用は、経済、防災等、必要性はいろいろな声を出されて、叫ばれていますが、なかなか本気でそのことをという本気度が、なかなか私個人かも分かりませんが、見えてこないということでもあります。今、アメリカ、中国の住宅需要が高まりまして、木材価格は3倍に高騰していると言われております。第3次ウッドショックと言われて、国内では住宅の値上げ、あるいは工期、工事の遅れが出ている、大変工務店さんが苦慮しているということが報道されております。また、住宅の値上げもじわじわとされているということでもあります。

防災、雇用、そして町の財政負担の軽減等々を考え、エネルギー自給に取り組むべき、そろそろ本気で取り組むべきであると考えております。町の94%を占める山林の活用を、農業と並行して町の経済的な活路を開く、大変重要な資源であると考えております。または山を整備するこ

とによって、ここの財産であります日本海にそそぐ81キロの一級河川高津川を生かす、それが後ほど質問しますけど、吉賀町のイメージとして、いろいろな面でブランド化につながってくる、私はそう考えております。

まずここに、エネルギーの自給をということで、三つ挙げています。公共施設での熱利用の促進をするべきではないかということが一つ。そして、加工業者の育成と支援の考えは持っておられるのかということが二つ目、そしてもう一つは教育長にお聞きしますが、森林環境教育の導入をすべきであると、私は考えております。教育委員会としてどのように捉えられているかというのを、お聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、エネルギーの自給をということで、お答えをさせていただきます。まず私のほうからは、一つ目として公共施設の熱利用ということでございます。一般論としてまずお答えをさせていただきたいと思いますが、公共施設への熱利用につきましては、森林資源の豊富な我が町にとりまして、地域再生エネルギーを考える上でも、非常に大事なことだと考えていますので、後段で御質問をいただいております加工事業者の育成も含めた、供給体制の状況を見据えながら、導入について検討を続けてまいりたいと思います。

具体のところでは申し上げますと、これまで町内の温浴施設、「ゆ・ら・ら」と「はとの湯」のほうで木質バイオマスボイラーの導入をしたところでございまして、場合によってはこれを熱利用、ほかの公共施設のほうへ接続をしたいと思いますか、菅をつないで、熱利用ができるようなことも、当然、想定をされるところでございますが、そもそもこの導入の段階で、建物に対しての熱利用調査を行った上で設計してございまして、余剰熱をほかの施設、公共施設に転用するということはできないというような状況でございますので、この点については御理解を賜りたいと思います。

それから、二つ目の加工事業者の育成と支援についてでございます。御質問のございました山林資源を活用した加工事業者の育成につきましては、今年度から地域おこし協力隊事業を活用した森林作業班育成事業を、3名の隊員が——これは地域おこし協力隊でございまして——着任をして実施をしております。この事業は、主に自伐型の小規模林業による作業道開設等、利用間伐などの木材生産を中心に作業を行っておりますが、森林に関するあらゆる知識と技術を持ち合わせた人材の育成を目標としており、木材生産のみならず、小規模で簡易な製材機械での製材加工、そして町内に多く賦存する広葉樹をまきとして利用することや、家具製品の材料として加工するなどの木材加工研修も予定をしているところでございます。

御指摘をいただいたとおり、木材を、いわゆる切り出して丸太のまま販売するだけの木材生産ではなく、加工することで木材の付加価値を高めることができ、その加工に携わる新たな産業を

創出することができようかと思えます。木材資源は、様々な用途がございまして、加工による資源価値向上の可能性は多く、そしてたくさんあると思えます。まずはこの事業を手始めに、多種多様な木材の利用、加工を検討し、木材価値の向上を目指して、そしてもう一つは担い手の育成を進めていきたいというふうに考えております。

また支援につきましては、現在、高津川流域材を活用した住宅建築と家具・建具への木材購入への助成を行っていますが、そのほか木材加工への直接的な支援は現在町のほうで行っておりません。今後、新たな木材加工への可能性があるものにつきましては、今、森林環境譲与税という財源も新たにできておりまして、年間で約四千二、三百万円、頂戴するというような計画もございまして、そうした財源を活用させていただいて、助成制度等の創設も検討してまいりたいと思えます。

三つ目の森林環境教育の導入につきましては、所管いたします教育長のほうから答弁させていただきます。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） エネルギーの自給をとということで、森林環境教育の導入についての御質問でございます。少し町内の森林環境教育について状況を申し上げさせていただいて、答弁をさせていただけたらというふうに思っております。森林環境教育とは、森林内で様々な活動を通じて、人々の生活や環境と森林の関係について理解と関心を深めるとされております。吉賀町内の小中学校の森林環境教育としては、教育過程内の単元でも森林に関する学習をすることになっておりますし、総合的な学習やふるさと教育などで各校様々な取り組みを行っております。

学校では、森林に関する仕事や林業に携わっておられる方を外部講師にお招きして、講話を聞いたり、伐採などの作業をしている現場に行き体験をするなどの取り組みもしております。さらに木材を燃料とする、災害時でも利用できるロケットストーブの体験などを行っている学校もあります。また、既に報道等で御承知かもしれませんが、吉賀中学校の緑の少年団が、国土緑化推進機構の2021年度緑の少年団表彰審査の最高賞の、「みどりの奨励賞」を受賞しました。

10月に北海道で開催されます全国育樹祭で表彰されます。これは、地域に密着した森林環境学習活動が評価されたものであります。

ちなみに、町内の三つの中学校、全中学校ですけれども——、と一つの小学校がこの緑の少年団の指定を受けて、活動しております。このように、既に町内の小中学校においては、様々な取り組みを実施しておりますけれども、議員御指摘のように吉賀町の林野面積は、全面積の約9割を超えるような状況でありまして、エネルギー源としての森林の活用に目を向けた学習の取り組みについて、今後、さらなる指導をしていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。



○議員（10番 庭田 英明君） 先ほどの答弁で町長も少し触れられましたけど、私がこの公共施設の熱利用というのは、「ゆ・ら・ら」にしる、「はとの湯」にしる、そういう設計でできていないという答弁だったので、それはそのとおりだろうと思います。ですが、あそこでせっかく燃やした熱を、大気にそのまま放出するのは本当にもったいないことでありまして、先ほど町長が言われましたように、もし可能なら、はとの湯は福祉施設が隣接していますし、ましてやこの六日市は連坦地が、家が連なるとるわけです。そういうところで、ぜひその木質のエネルギーを活用して、町民の皆さんも潤うし、公共施設の財政的な負担も減らせるというような方策を取っていくべきだと、私は思います。

2050年にカーボンオフということを目標に、全世界はCO<sub>2</sub>の排出をゼロにするんだという目標をもって、それに進んでいます。世界はまず第一に、環境の問題ですよ、今からお金がついてくるのは。そのこのところで、ぜひ御検討をいただきたいというより、するべきだと私は考えております。一つ例を申し上げます。北海道の下川町という町がございます。もう調べられとると思いますけど、ここはそういう温泉施設とかではなくて、ボイラーを導入して、その熱で公の施設とか民間の住宅とか何とかに熱を供給しとるわけです。それと併せて、バイオマスの発電もされております。大変先進的な町でありまして、御多分に漏れず、この町も昔は鉱山で栄えた町でありますけど、金銀銅が採掘できなくなって、人口が急激に減ったという、夕張みたいな町ですけど。

この町は、ほとんどの山林の面積が国有林だったわけです。それをこの町は山で生きるんだという覚悟を決めて、国有林に町の財政のほとんどをつぎ込んで、何年もかけて国有林を町有林にしたわけです。そしてそれを今活用して、まちづくりに励んでいるという、合併しないで肝の据わったまちづくりをしている、そういう町であります。ここで、人口が2,400人だそうですが、今御承知のように、電気自動車なりハイブリッドで、ガソリンスタンドがどんどん売上げを減らしています。減らして、1994年に6万421店あったガソリンスタンドが、2020年には2万9,005店に減少しています。

世界はもう化石燃料に頼らない社会をつくる、持続可能な世界をつくるということで、動き出しています。ここをきちんと見据えて、森といいますか、森林の活用をもう少し真剣に考えるべきだと思います。下川町では、ガソリンスタンドも大変雇用なり、重要な産業ですので、これを潰すわけにはいかないということで、下川エネルギー供給協同組合というのをつくって、チップなりそういうバイオマスの供給をこのガソリンスタンドに任せて、売上げをカバーしているという報道がされておりました。2,400人の町で、電力が5.2億円、熱エネルギーが、灯油とかいろいろなものでしょうけど、7.5億円、12.7億円が外に流れておるわけです、町の外に。それを食い止めて、町内で回そうという発想なわけでありまして。

外資を稼ぐのはなかなか大変なことですけど、町の資産を外に持ち出さないということは、ある程度の政策をきちんとやればできることだと思っておりますので、ここは少し力を入れていただきたい、そのように思います。それと、加工事業者の育成と支援ですけど、これもまた例を示してお話するわけですけど、岐阜県の大垣町というところがあります。大垣市ですね、すいません。大垣市であります。今、ネットを見たら、COBITSUというのが大変人気になっていきます。これは、ヒノキでつくった容器なんですけど、冷めた御飯を冷凍して、レンジにかけると物すごいおいしくなるという、魔法じゃないんですけど、それがそのまま器にもなるわけです。これは1個このぐらいのもんですけど、4,500円でもう予約待ちです。

このように、これは大橋量器という升をつくる工房がつくつとるんですけど、これぜひネットで引いてみてください。すごいカラフルな升をつくって、外国にじゃんじゃん輸出しています。120万個ぐらい年間、確か販売しておるといようなこと出ていましたけど。併せて、今日本酒が去年の倍になりましたよね、輸出額が。これに合わせて、日本酒を飲む升もだんだん輸出されとるわけです。だから、目のつけようによったら、いろいろな起業ができるということでもあります。

これもぜひ今町内でされとる業者さんもそうですが、高津川も一緒に巻き込んで、そして興味がある協力隊の方もぜひ受け入れて、一つの産業にして、山を活用する。やっぱり作業道なり何なりをつくったところで、木材が利用されないと、ただ単にチップにするためにほかの業者さんに売って、益田に全部その財産を、吉賀町の財産を渡すのではなくて、ここはここでやっぱり知恵を出して、一つの産業として育てるべきだと思いますので、その辺のところも検討いただきたいと思います。

それと最後の森林環境教育の導入ですが、ふるさと教育でされとるんだと思いますけど、私はぜひ公民館単位での森づくり、公園づくりというのをひとつの教育の場としてつくっていただきたい。五つの公民館で。そうすれば子どもたちが、まだまだ吉賀町のすばらしい自然に触れあって、郷土愛が生まれてくる、そのように思います。学力も大事ですが、自分が生まれて育ったところを大切にする、この心を育てるのも大切なことだと思いますので、教育委員会にはぜひそういうことにも取り組んでいただきたい。

そして今、柿木がおかげさまで町の土地を借りて、中山公園の整備をしていますけど、子どもさんたちが高校生から小学校まで大変多くの子どもたちが関わって、吉賀町のよさを心に刻んでいます。ぜひ、そういうことも教育委員会として頭の片隅に置いておいていただきたいと思います。

次に、農業関係の質問に移ります。農地、地域を守る農業の模索をということでもあります。先ほど、11番議員からも質問が出ましたが、今年は本当に大変な年でありまして、30キロで

1,000円も下落するという、本当に生産者は特にその飯米農家ではなくて、土地を集積されて、規模を拡大している方には、大変な年であろうと思います。町長、所得保険とかいろいろ言われましたけど、自家消費される農家の方はほとんどかけてないんじゃないかと推測しとるわけです。ただでかけられるわけではありませんで。そういう意味ではなくて、私は前から言いましたように、町の農業の基幹である米、しかも消費者から高く評価されている米、これを守るのは町の姿勢だと、前から言っていますけど、まさにこのたびこの価格の下落で、どうなるんだという危機的な状況だと考えております。

そこで、私は米に関しては、今、ブランド化なりいろいろなことを打ち出しとるわけですので、町がきちんとした信用をもって窓口になって買い上げる、買取り制度なり、当然、町の作付けの基準に合ったものを買い付けるとか、価格保証するとか、そういうことをしないと、まず土地が守れない、地域が守れないということになる。それが大変危惧しているところであります。米は、米作、稲作というのは日本の文化を築いた大変重要な産業です。秋祭り、あるいは神楽なり神事なり、いろいろなことで地域の伝統文化を築いた基になるのは稲作ですよ。それをやっぱり捨ててはいけないんだと考えております。だから、農業の米の支援はそういう方法でやるべきだと思いますし、ここに、いろいろなこと書いていますけど、もう一つの柱は、本当に今の農業のあり方でずっと未来永劫いけるのかということであります。農業基盤、生産基盤の変換というのも考えていくべきだと思います。

例えば、耕作放棄地に牛を放牧する、鶏を放し飼いにする。そこで得た肉なり、牛乳なり、卵なりを六次産業として加工して、ふるさと納税の返礼品にする。そういうこともやはり考えなければならない時期に来ていると思いますよ。ましてや、ふるさと納税を1億円にするという目標を掲げているわけですから、これは、返礼品の人気のランキングはやはり肉とか魚介類とか加工品ですよ、果物とか。いつまでも今の農業を続けられるのかというと、なかなか難しいと思います。その辺のところで、そういう農業の転換、方向性も探っていく、模索すべきであると思います。

いい例が、共和ゴムさんがあそこに「よしかファーム」を出していますけど、あそこで本当に甘い16度——16度じゃない、ちょっとごめんなさい、すいません——甘いトマトが出ています。そして、雇用も生まれていますよね。やはりその、外国の方も大事なんでしょうけど、ここにおる、生まれて育って、ここをついの住みかとする人は、やはりここで生きがいのある仕事をしていくというのも大事なことだろうと思います。

ある人が、国道沿いにあれだけ、田丸からずっと広い農地があるのに、何でその慣行農業をしないのかというのを言われたことがあります。今、慣行農業で一番人気なのはブドウでありイチゴだそうです。ハウスを建ててあの道のへりでブドウを作って観光農園をすれば、少々高齢化してももぐ手間は要らない、しかも市場価格でもいで帰っていただく、そういうこともでき

るんだということを言われていましたけど、一つの方法だろうと思っております。今、共和ゴムさんの例を出しましたけど、異業種の参入というのは、これからぜひ考えていかなければならない、そのように考えております。

兵庫県の養父市が、農業特区を取ってナカバヤシほか、クボタ、13社が50ヘクタール——耕作放棄地ですけど——50ヘクタールの土地を耕しています。会社ですので資金力がある、販売力もある、そういうところと、工業製品も大事でしょうけど、ぜひ、きれいな自然があるところでできる農業というものを誘致する、そのことも一つ、今からは頭に置いておくべきだろうと考えております。

どっちにしろ農水省が5月に「みどりの食料システム戦略」を打ち出しました。これは、またお前有機農業かと言われるかも分かりませんが、2050年に国土の耕地の25%、100ヘクタールを有機農業で賄うんだということでもあります。世界の有機食品市場は10年間で10兆円に倍増しています。そして、我が国の新規就農者の30%が有機に取り組む若者です。その辺のことも考えて、いろいろ申しましたけど、ぜひ、覚悟を持った農業政策というのを打ち出すべきだろうと思います。御答弁お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、農地、地域を守る農業の模索をということでお答えをしたいと思っております。

まず、吉賀米のブランドのことについてのお尋ねがございました。これは、これまでの経過を申し上げるまでもなく重々御承知のことなんですけど、これまで吉賀町も様々なおいしい米を外向けに出してみたいということで、近いところで申し上げますと、「米・食味分析鑑定コンクール」であったり、「日本一コンテスト in しずおか」のほうでおいしいお米を吉賀町産を出して、立派な成績を受賞していただいています。特に、ある農業者さん、生産者さんは、この2つの賞をダブル受賞されたということで非常に高い評価を受けておられる方もいらっしゃるということでございます。ぜひ、吉賀町のお米をブランド化をさせていただきたいということで、ただ、お米を今度は売るということになりますとなかなか販路の問題もございまして、これはやはり産業課が言うておりますように販路拡大のためのことにつきましては、現場を見ながら産業課の職員も一緒にそうした販路開拓にも支援をさせていただきたいなと思っております。

もう一つの方法として、一つのブランドをつくるという手法もあるのかも分かりませんが、以前から議員言われるように。ただ、これは現状の中でそれをやろうといたしますと生産の過程のことであったり、それから集約の問題であったり、それから、それこそ販路の問題であったり、たぐさんのハードルがあるわけでございますから、少し時間がかかると思っております。したがって、まずは吉賀町の実産者の方、あるいは法人の方が作ったお米に立派な食味値が得られれば、

それに対して認証をするというようなことで拡大をしていきたいというふうに思っております。

それから、後段のところでは、いろいろな異業種参入のお話とかあったり、また通告の中では牛や鶏の放し飼いのところでどうだろうかと、それから、果実の生産のお話もございました。益田管内でも牛の放牧事業については先行して実施をしておられるところもあるようでございますので、また、担当課のほうを通じて勉強させていただきたいなと思っております。

それから、ふるさと納税の関係で返礼品ということで、トマトのことであったり、それから畜産の製品のことがございました。私も担当のほうでちょっと聞いてみましたけど、2年度もそうだと思いますし、特に今年度に入っても昨年を上回るふるさと納税の、今、御寄附を頂いております。そのときに返礼品のいわゆるリクエストを見ますと、人気が高いのは、今、よしかの里さんが作っておられる防災用の備蓄用のパンですね、これが非常に高い。その次に続くのが、当然、お米がありますし、さらには高糖度のミニトマト、これが異業種参入されたところのトマト。それから、町内の畜産農家で作られるニュージャージー牛の生乳を使ったソフトクリーム、さらにはワサビ漬けとか完熟の梅漬け、こうしたことが非常に人気が高いということです。お話になりましたように、畜産品であったり、それから農産品非常に人気が高うございます。ミニトマトも1.5キロの箱を準備していただいて、いろいろな贈答品でも使っておりますし、吉賀町も、交際費等で手土産をお届けするときにはそうしたトマトも使わせていただいて非常に好評を得ております。2桁の糖度のトマトでございまして非常においしい、甘いトマトということで人気の高いものでございます。そうしたことで、非常にいいものがあるわけでございますので、ふるさと納税の返礼品としても当然使いたいというふうに思っております。

それから、牛とか鶏の放牧のお話もございましたが、多分議員さんも目にしておられると思いますけど、9月3日の全国農業新聞のほうで、これはヤギの放牧でございました。私も、えっと思って興味を持って見させていただきましたけど、今回、お話がこの記事になったのは広島県の三好の山地酪農と静岡県浜松、いずれもヤギの活用をして除草何かもしていますということで、非常に急傾斜地はそうなんですけど、平坦地でも人がやった場合とヤギがやった場合、こう比較をするとコストを、大体2,500平方メートルまではコストは大体一緒のようです、データを見ると。ところが2,500平方メートルですから2反5畝ですか、農地で言うて。これを超すと断然ヤギのほうのコストが低いということで、時間も経費もかからないということで、牛と鶏ではないですが、ヤギのほうもそうした全国農業新聞でも御紹介があって、非常に興味深く見させていただきました。高齢化をし、そして担い手が少なくなる生産にかかる経費に対して、非常に収益が上がらないということをいろいろ考えると、今のような方法も一つの策かなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） まず、異業種の誘致ですけど農業に関しての、ぜひ、検討していただきたいのは、資金調達のための信用保証料、また利子補給、こういうことは、町としても打ち出していきたいと思えます。

それと、蔵木地区に昔、石州リンゴというのがありましたね。15軒で経営されとったと聞いていますが、昨日も少し外出する機会がありましたので、徳佐のほうを回ったんですけど、結構リンゴ、ブドウ、梨、観光農園が盛況でした。併せて国道沿いのレストランも結構車が止まって、コロナがあるのに大丈夫かというような状況でありました。昔の人があそこでリンゴを作られたということは条件的にはよかったんだと思っております。リンゴがいいかというのは別として、ぜひ、そういうことも検討していくべきだと思っております。それと、ブランド化で有機ということでもありますけど、今、生協に出しますと特産米は30キロで4,500円、農協の仮渡金プラス4,500円がつきます。今年は残念ながら1万円に到達しませんが、それでも、この4,500円は大変貴重な財源となります。なかなか今まで慣行された方は有機というのも難しいかも分かりませんが、先ほど話しましたように世界はもうそういう人の命を大事にしよう、環境を守ろうという方向に行っていますので……。

○議長（安永 友行君） 時間ですよ。

○議員（10番 庭田 英明君） 終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、9番目の通告者、10番、庭田議員の質問は終わりました。

---

○議長（安永 友行君） 本日の日程は、これで全て修了しましたので散会とします。

午後0時00分散会

---